

共同生活援助に係る指定の申請書類について（根拠法令等）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）

（共同生活援助に係る指定の申請等）

第 34 条の 19 法第 36 条第 1 項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 指定障害福祉サービス基準第 213 条の 12 に規定する受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
- 十二 指定障害福祉サービス基準第 212 条の 4 第 1 項（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 11 及び第 213 条の 22 において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第 2 項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 十三 指定障害福祉サービス基準第 212 条の 2（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 11 及び第 213 条の 22 において準用する場合を含む。）の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要
- 十四 誓約書
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項